▶本号（6頁）の主な内容◀
2・3面……情勢の特徴と労働者階級の任務
3面……婦人解放通信、他
4面……全障連大会、9.1集会、日「韓」閣僚会議、他
5面……狭山大暴虐に怒りの決起
6面……三里塚闘争における労働者階級の任務

紅旗
共産主義者同盟（紅旗）中央機関紙
第18号　1977年9月10日
月刊＝毎月10日発行
本号6頁　1部150円
20回分（送料共）3,000円
発行　紅旗社
編集発行人・高橋 薫
大阪市福島区大開
1-19-13 副島ビル
06（462）7030

狭山差別裁判上告棄却
徹底糾弾、報復を

（一）

八月九日、最高裁第二小法廷（裁判長　吉田豊）は狭山差別裁判上告審において、突如上告棄却の決定を下した。かれらは口頭弁論と事実審理の正当な要求をふみにじり、無期懲役の判決を確定したのである。この決定は石川氏の十四年間にわたる無実の叫びと獄中での苦闘を土足でふみにじり、部落解放同盟を中心とした部落大衆と労働者・人民の戦闘的団結を正面きってうちくだこうとするものであり、反動きわまりない差別攻撃である。これを断じて許すことはできない。われわれはこの暴虐を断じて許さない。最高裁の上告棄却決定の理由は事実を徹底して首尾わいきょくし、真実を無視し、部落差別を貫ぬき、かためたものである。

決定は最初にこうのべている。

「差別的な捜査を行ったことをうかがわせる証跡はなく、また、原審の審理及び判決が積極的にも消極的にも部落差別を是認し予断と偏見による差別的なものであることは認められない」。これは徹底した事実の否認であり、居直りであり、差別の正当化にほかならない。「犯人」をとりにがした警察は、失墜した威信の回復をはかるため、部落民に対する予断と偏見を組織し、百二十名にものぼる部落の青年を取り調べ、ついに無実の石川氏を不当逮捕・監禁し、「自白」を強要し、犯人にデッチあげたのである。この差別捜査と不当逮捕、弾圧を一番、二番は全面的に承認し、「死刑」「無期」判決と部落差別を追認し、正当化してきた。上告棄却はこれら差別と偏見にみちた捜査と裁判・判決を最後的に権威づけ、こうして差別を扇動し、過酷にうちかためたものにほかならない。

理由は「裁判所は職権により訴訟記録並びに第一審及び原裁判所が取り調べた証拠に基づいて原判決の当否を調査した」と公正ぶっている。しかしこの調査たるや、デッチあげ事実を追認しただけであり、デッチあげの暴露と追求、無実を証明するいく多の科学的鑑定に関しては「いずれも合理的なものではない」ときめつけ、具体的に検討することもなく、徹底して排除しているのである。

理由は、それ自身自己のデタラメさを暴露している。すなわち「証拠上」「解明されない事実がある」ことを認めながら、この現実を無視し、一方的に「被告が犯人であることに疑いはない」ときめつけたデタラメなものにほかならない。

上告棄却は、このように嘘と偏見で何がなんでも石川氏を有罪におとしいれんとするものである。上告棄却は、わが国のブルジョアジーの国家権力をテコとした階級支配の本性とブルジョア民主主義と裁判のギマン性を集中して余すところなく示している。

この悪らつ極まりない策動は、石川氏を獄死させ、解放同盟を中心とした部落大衆の闘いのたかまりを正面きっておさえこまんとするものである。それは水平社結成以来血と汗でつちかわれてきた部落大衆自身の解放闘争の前進、かれらの力と団結をうちくだこうとする攻撃である。それは、粘り強い断固とした闘いによってめざましい政治的進出を闘いとってきた解放同盟への組織破壊攻撃にほかならない。

同時にこの反動攻撃は、狭山差別裁判と闘い、解放同盟を中心とした部落大衆と結合し、みずからの解放闘争を前進させてきた先進的労働者・人民にたいする攻撃であり、これを露骨にほりくずそうとするものである。それは、狭山闘争をつうじて闘いとられてきた部落（民）労働者と一般労働者の戦闘的団結を破壊し、相互に対立させ、プロレタリアートの解放の力をうちくだかんとするものである。

われわれは、かかる悪虐非道をみすごし、許容してはならない。無実の石川氏の獄死をはかり、部落大衆の闘いをおしつぶし、労働者階級の解放闘争をほりくずす上告棄却決定を徹底して糾弾し、粉砕しなければならない。

狭山上告棄却を徹底糾弾し、部落完全解放へ断固前進せよ

共産主義者同盟（紅旗）

（二）

上告棄却は、「地名総鑑」の発行、「同対審・特措法」のうち切り策動、差別イデオロギーの鼓吹など、近年つよめられ拡大されている差別攻撃の一環である。

同時にこの攻撃は、政府－支配階級によるこの間の一連の反動攻勢と一体のものである。福田は、三月、カーターとの会談で朝鮮侵略体制の大筋を決め、八月には米軍と自衛隊の制服レベルで命令指揮系統の調整をはかった。福田はＡＳＥＡＮ会議に日本首相として初めて列席し、東南アジア諸国を歴訪し、この地への利権と支配の拡大・強化をはかった。また三月国家権力は赤堀差別裁判の再審請求を棄却し、「障害者」差別を煽動し、全逓名古屋中郵事件の逆転有罪判決で労働者階級の政治的権利を削減し、五月、三里塚岩山大鉄塔やみうち撤去－東山君虐殺で三里塚闘争を弾圧し、「開港」を夢みてつきすすんでいる。

かれらはこのように、侵略と他民族抑圧、差別と分断、むき出しの暴力と反動攻勢で、労働者階級・人民への支配を維持・強化し、延命せんとしている。

しかし、これら一連の反動攻勢は、ブルジョアジーの危機の深さとプロレタリアート・人民の闘いの前進の反映にほかならない。長びく恐慌－不況、未曽有の危機、階級闘争の激化に、意気消沈し、うちふるえている資本家と国家の必死のあがきにほかならない。

かかる国家権力の卑劣な策動、反動攻勢も、部落大衆、プロレタリアート・人民の決起をうちくだくことはできない。五月、鉄塔やみうち撤去にもかかわらず、闘う労働者、農民、人民は断固武装反撃し、進撃に道をひらいた。上告棄却にたいしても、直ちに全国で断固たる反撃がはじまっている。石川氏は、獄中より「たとえ刑が確定し、面会や文通など多くの制限がくわえられたとしても、私は完全無罪を勝ちとるまで断固たたかいぬきます。」と闘争宣言を発している。解放同盟都府県連、各支部、労働組合、共闘組織を先頭とし、全国で反撃は開始された。八・二三、十万人大決起闘争は断固闘いとられた。上告棄却に満身の怒りをこめ反撃に決起し、反動攻勢をうちくだき、断固進撃し、勝利をつかみとろう。

（三）

勝利を闘いとるためには、今日の政治路線を鮮明にし、一切の日和見主義、融和主義と仮借なく闘かい、これを粉砕し、闘う大衆の隊列をうちかためねばならない。典型的な融和主義・日和見主義の第一は、狭山差別裁判が部落差別であるとは全く認めず、積極的に否定し「えん罪」としてとらえるものである。これは国家権力による部落差別の煽動を否定し隠ペイする右翼融和主義である。日共は最初「えん罪」と主張し、今日「石川犯人説」に転落し、石川氏と三百万部落大衆を権力に売りわたす反革命としてたち現われている。八月十日付「赤旗」は、上告棄却を何の批判もなく掲載し国家権力の暴虐に手をかしている。

第二には、狭山差別裁判糾弾の闘いがブルジョア国家権力との闘争であること、国家権力の打倒なしに部落完全解放の道のないことを徹底してあいまいにする傾向である。それは「公正裁判」要求路線として立ちあらわれてきた。これは国家権力の一機構であり、ブルジョア階級支配の道具としてある裁判所があたかも公正中立であるかのごとく主張する日和見主義であり、部落完全解放の闘いをブルジョア階級支配のもとでの改良に切りちぢめる改良主義である。

第三には、部落差別が身分的拘束によっていることをあいまいにし、結局、部落大衆の被差別身分からの解放としての部落解放闘争の独自的役割をとらえず、階級支配一般へ解消する傾向である。この解消主義は一見「左翼」的ことばをつかってはいるが、結局は部落差別の存在を認めず、日本資本主義における部落差別とブルジョア国家権力の関係をとらえきれず、部落解放が部落大衆自身の事業であることを否定するものである。この傾向はこうして階級闘争をも歪め、敗北にみちびくのである。

このような「左」右の融和主義は、本質上同様の誤りにおちいっている。即ち一方は資本主義の発展、ブルジョア民主主義の普及へ部落差別を解消し、他方は社会主義の空文句で部落差別を解消する。これらは共に部落大衆と労働者階級・人民の政治的意識と闘争をゆがめ、ほりくずし、階級闘争を敗北させるものである。

部落差別は、近世封建社会において、領主階級が、封建的身分制度を維持・強化するために、政治的権力的につくり出した「身分外の身分」－「えた・非人」制度に起源がある。部落差別は、日本資本主義と天皇制権力のもとで、階級闘争のしずめとして国家権力の支配に構造化され、更に第二次大戦後のブルジョア民主主義制度のもとでも一層巧妙に、一層鋭く苛酷なものとなっている。部落差別は国家権力が部落大衆を被差別身分に拘束し、あらゆる「社会生活」から排除し抑圧している。ブルジョア支配階級は、部落差別を階級闘争のしずめとして一貫して煽動・組織してきた。

部落差別は、ブルジョアジーが危機におちいり、階級闘争が激化するときには、この闘争をしずめるために扇動され、強化されてきた。まさに、部落差別は、今日単なる封建遺制ではなく、資本制的私的所有とブルジョアジーの階級支配に、もっとも深い基礎をおいている。

上告棄却をはじめとするこの間の差別の拡大・強化は、これらの事態をはっきり証明するものである。だから賃金奴隷からの根本的解放をめざし、当面ブルジョア国家権力を打ちたおし、みずからの国家をうちたてることを任務として闘う労働者階級は、今日、国家権力が身分的拘束を強化することにより労働者階級内部にもちこもうとする反目と分断の部落差別と徹底して闘い、部落大衆との団結を一層強固に打ちかためなくてはならない。この闘争に無自覚であり軽視するならば階級闘争を勝利に導くことなどできない。同時に部落大衆は労働者階級全体の真の階級的利益に立脚せずして部落差別を一掃し、廃絶することはできない。部落大衆の身分的拘束からの完全解放は、プロレタリアートの社会革命をつうじて、真に達成することができる。部落大衆は、部落完全解放のためには、プロレタリアートと共にブルジョア国家権力を粉砕し、武装した労働者、被搾取勤労大衆（部落大衆を含む）の大衆組織に立脚した国家機構を樹立し、この運営に当たらねばならない。

部落解放は部落大衆自身の事業であり、それを徹底しておしすすめることができるのは部落（民）労働者である。闘う部落大衆・プロレタリアート・人民の力の強化と団結こそ勝利の唯一の条件である。国家権力にたいする全ての幻想をうちくだき、社会主義と部落解放闘争を固く結合し、国家権力を打倒し、プロ独樹立－部落完全解放の道をつき進もう！

（五面に関連記事）